

見附市一般廃棄物処理基本計画



平成 24 年 3 月

見附市

目次

第 1 章 計画の概要.....	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 一般廃棄物処理基本計画の位置付け.....	2
3. 計画期間	3
第 2 章 見附市の概況等	4
1. 見附市の概況.....	4
1. 1 位置及び交通	4
1. 2 沿革.....	5
1. 3 地勢.....	5
1. 4 気候.....	5
1. 5 人口動態.....	6
1. 6 土地利用状況	7
1. 7 産業の動向.....	8
2. ごみ処理行政の動向	9
2. 1 国の計画.....	9
2. 2 県の計画.....	10
2. 3 本市の計画.....	11
第 3 章 ごみ処理基本計画.....	13
1. ごみ処理の現状及び課題.....	13
1. 1 ごみ処理体制及びごみ処理の流れ.....	13
1. 2 ごみ処理施設の概要	15
1. 3 ごみ排出量及び資源回収量の実績.....	16
1. 4 ごみ処理の課題.....	20
2. ごみ処理の基本理念及び基本方針	21
2. 1 基本理念.....	21
2. 2 基本方針.....	21
3. 計画目標値.....	22
3. 1 計画目標値.....	22
3. 2 ごみ排出量及び資源化率、最終処分量の予測	22
4. ごみの排出抑制・リサイクル	24
4. 1 市民・事業者・本市の役割	24
4. 2 資源化のさらなる推進.....	26
4. 3 生ごみの処理	27
5. 収集・処理の方法.....	28
5. 1 収集.....	28
5. 2 処理.....	29
5. 3 その他	29
6. ごみ処理施設の整備に関する基本的事項.....	31

6. 1 現有施設の適切な維持管理	31
6. 2 次期ごみ処理施設の整備	31
6. 3 循環型社会形成推進交付金制度の概要	31
第 4 章 生活排水処理基本計画.....	33
1. 生活排水処理の現状及び課題	33
1. 1 生活排水処理の現況	33
1. 2 生活排水処理施設の現況	36
1. 3 生活排水処理の課題	37
2. 生活排水処理の目標及び基本方針	38
2. 1 生活排水処理の目標	38
2. 2 生活排水処理の基本方針	38
3. 計画目標値.....	40
3. 1 将来処理量の予測方法.....	40
3. 2 生活排水処理形態別人口	40
3. 3 し尿及び浄化槽汚泥処理量	41
4. 生活排水処理計画.....	43
4. 1 目標年度における生活排水処理の主体.....	43
4. 2 生活排水処理施設整備の検討.....	43
4. 3 公共下水道の整備と合併処理浄化槽の整備の比較.....	43
4. 4 生活排水処理整備区域の概要.....	44
5. し尿・汚泥処理計画.....	46
5. 1 収集運搬計画	46
5. 2 中間処理・最終処分計画	46
5. 3 地域環境保全効果	47
6. その他の施策.....	48
6. 1 市民・事業者・行政の役割	48
6. 2 合併処理浄化槽の普及制度	49
6. 3 住民に対する広報・啓発活動.....	50
6. 4 地域に関する諸計画との関係.....	50
6. 5 災害時の対応	51

1. 計画策定の背景と目的

私たちは、今日まで生活の利便性や物質的な豊かさのみを追求してきました。その結果、生活が豊かになる一方で、膨大な資源を消費し、製品の大量生産、大量消費、大量廃棄をした結果、廃棄物に対して、様々な問題が起きています。

これらの問題を解決するために、国では循環型社会形成推進基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、容器包装廃棄物や特定家庭用機器、食品廃棄物、建設廃棄物等を対象とした各種リサイクル法を制定しました。

これらにより、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）といった3R（スリーアール）を基軸とした循環型社会を推進するための基盤が整えられました。

新潟県もこの3Rをごみ処理施策の基本として位置づけており、見附市（以下「本市」という。）でも3Rの実現に向け取り組んでいます。

また、生活排水による公共用水域の保全も重要であり、新潟県とともに本市も対策を推進しているところです。

見附市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）は、廃棄物処理法に基づき廃棄物や生活排水に関する諸問題に対して生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としています。

本計画の策定に当たっては、環境基本計画、循環型社会形成推進基本計画、新潟県資源循環型社会推進計画、新潟県污水处理施設整備構想等と整合性を図り、ごみの発生から最終処分までの適正な処理、さらに生活排水の適正処理を実施するための基本的事項を定めます。

2. 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、中・長期の計画的なごみ処理の推進及び減量化を図るために策定します。

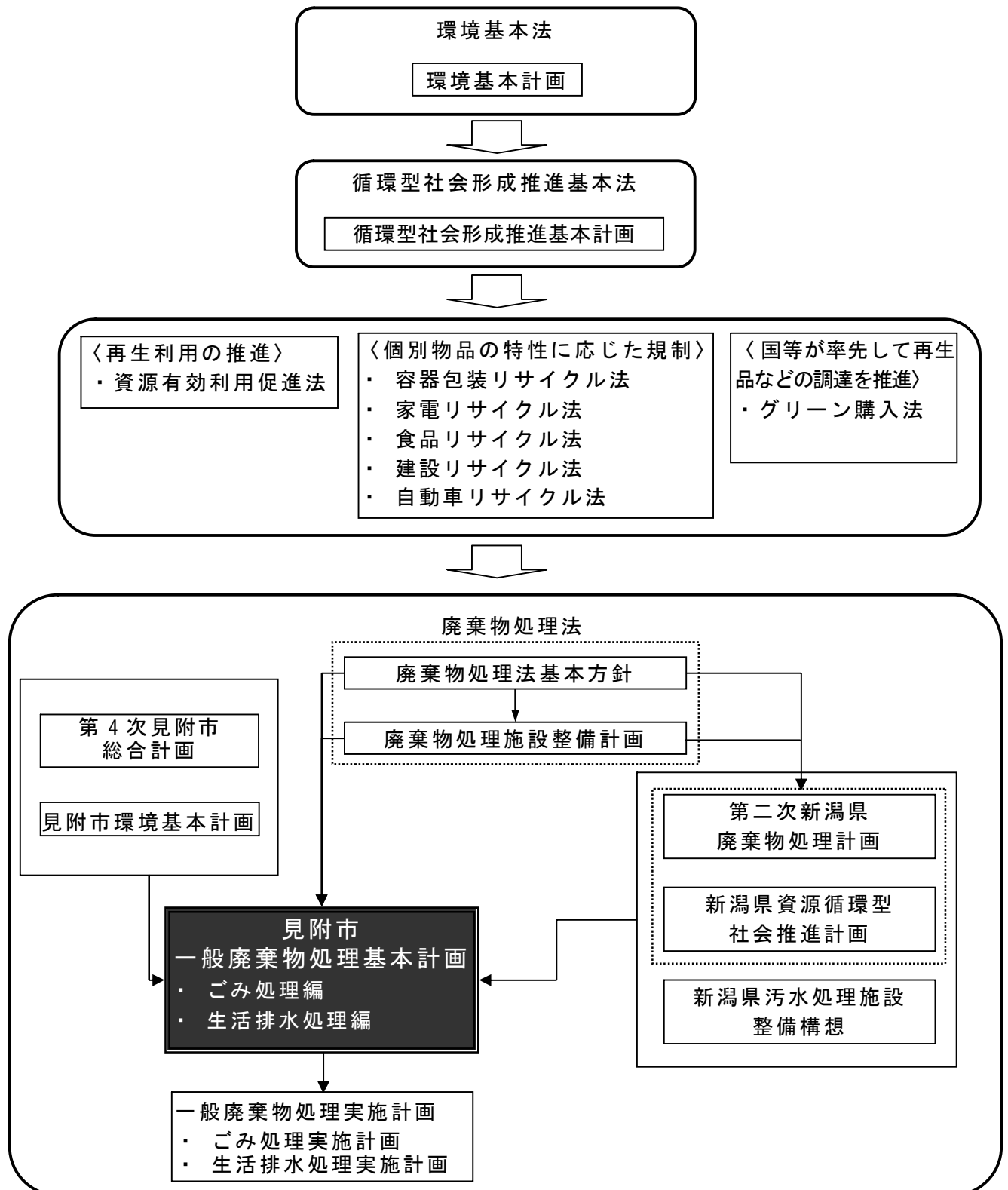
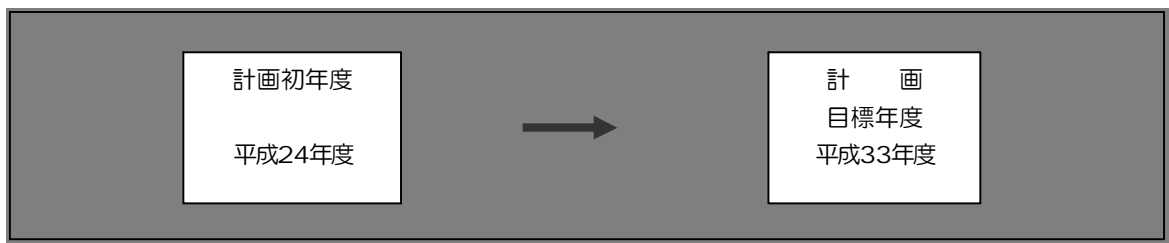


図 1-1 本計画の位置づけ

3. 計画期間

本計画の期間は、平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年間とし、計画目標年度は平成 33 年度とします。



なお、本計画は、おおむね 5 年ごとに見直すものとし、ただし、経済社会情勢の変化に応じて、期間内であっても必要に応じて見直しを行います。

第2章 見附市の概況等

1. 見附市の概況

1.1 位置及び交通

新潟県のちょうど中央に位置する本市は、東京都心から約300キロメートル、新潟市中心部から約50キロメートルのところに位置し、北側は三条市と接し、南側は長岡市に接しています。北陸自動車道中之島見附ICや国道8号及び上越新幹線といった高速交通体系に容易にアクセスできる恵まれた環境にあります。



図 2-1 本市の概況

1. 2 沿革

明治維新にともなう廃藩置県によって新潟県の主管となり、明治 22 年の市町村制施行とともに見附町、今町その他、葛巻、庄川、新潟、北谷、上北谷の各村が誕生しました。

昭和 9 年以降町村合併を経て、昭和 29 年 3 月に人口 32,162 人で市制を施行。昭和 31 年、今町と合併して現在に至っています。

本市は、肥沃な土地を生かした農業と、1800 年頃から始まる繊維産業を基幹産業とし、特に全国的に知られた幕末時の見附結城以後、染色、織物、ニットなどの総合繊維産地として発展してきました。近年においては、新潟県の中心に位置しているという立地条件や交通の利便性を生かし、見附テクノガーデンシティ（県営中部産業団地）への企業誘致を積極的に進めており、プラスチック製品をはじめ、金属製品、一般機械、食料品などの製造出荷が増加し、本市の製造業は、繊維主体の構造から、多業種によるバランスのとれた構造へと変化してきています。

1. 3 地勢

本市の大きさは、東西に 11.5km、南北に 14.7km、面積は 77.96k m²となっており、概ね菱形をしています。本市の東部は森林に覆われた丘陵地帯、北部から西部は田園地帯を形成する平野部であり、県内でも有数の田園地帯として本市の景観を特徴付けています。標高は、最高 300 メートル、最低 10 メートルとなっており、東部から西部にかけて信濃川水系の刈谷田川が本市を南北に分けるように流れています。

1. 4 気候

過去 10 年間の気温や降水量の変化は次の通りです。平均気温はおおむね 13℃でここ 10 年間大きく変化していません。最高気温は 38.4℃になることもあり、また、最低気温は -7.6℃になることもあります。降水量は、最大で 2,608.0mm、最低で 1,674.5mm となっています。

この地域は、夏に高温多湿で、冬に気温が低く、北西の季節風をともなった降雪のある日本海式気候となっています。また、夏と冬の気温差が大きいことも特徴です。

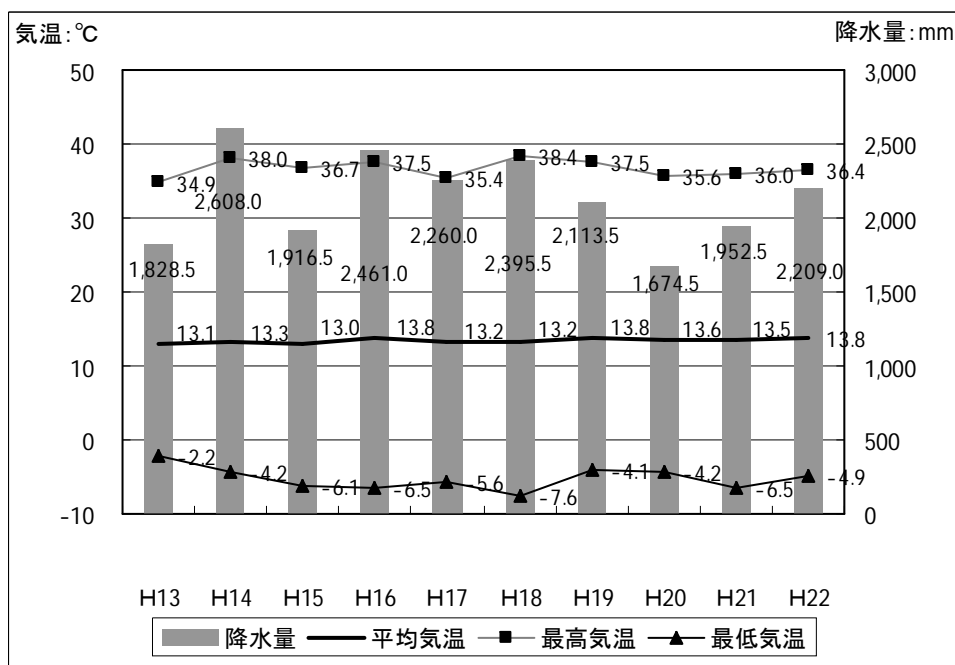


図 2-2 過去 10 年間の気温、降水量の推移

出典：H13～17 はとうけい 2006
H18～22 はとうけい 2011

1. 5 人口動態

本市の人口は、平成 22 年 10 月 1 日現在で 41,862 人、世帯数 13,371 世帯、1 世帯あたりの平均人員は 3.13 人となっており、近年は減少傾向が続いています。平均世帯人員は年々減少を続け、核家族化が進行し、これにともない世帯数は増加しています。

表 2-1 人口の推移

区分年次	人口			世帯数	平均世帯人員
	総数	男	女		
昭和35年	40,443	19,201	21,242	7,783	5.20
昭和40年	40,968	19,308	21,660	8,477	4.83
昭和45年	41,057	19,418	21,639	9,036	4.54
昭和50年	40,954	19,504	21,450	9,561	4.28
昭和55年	41,833	20,095	21,738	10,057	4.16
昭和60年	42,546	20,509	22,037	10,423	4.08
平成 2年	43,116	20,810	22,306	10,978	3.93
平成 7年	43,760	21,113	22,647	11,771	3.72
平成12年	43,526	20,968	22,558	12,445	3.50
平成17年	42,668	20,599	22,069	12,895	3.31
平成22年	41,862	20,224	21,638	13,371	3.13

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

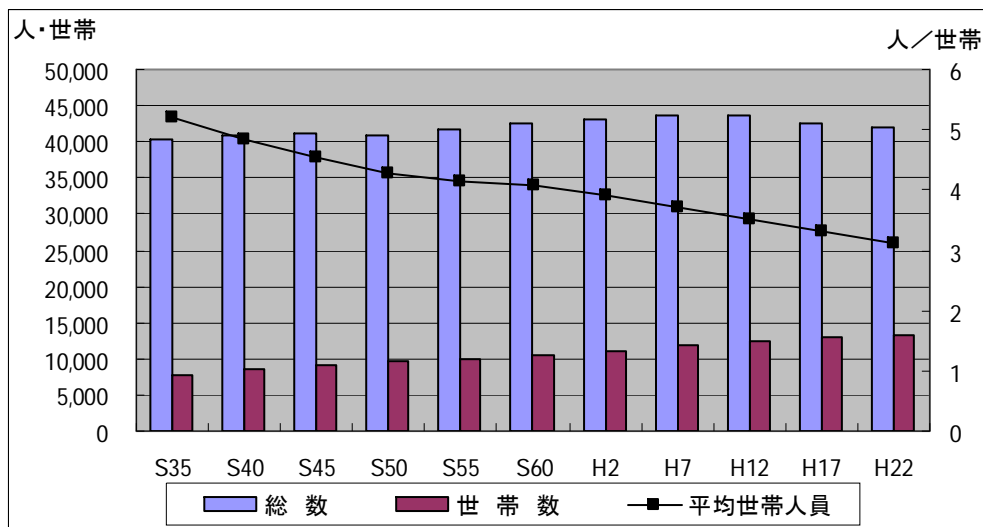


図 2-3 人口の推移

1. 6 土地利用状況

本市の土地利用面積は、田・畑が約 2,721ha と、地目別土地利用の 34.9%が農用地となっており、総面積 3 分の 1 を占めています。さらに、山林が全体の 23.4%を占めています。

表 2-2 土地利用の状況

年次	総数(ha)	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地 その他
平成22年	7,796.0	2,426.8	294.6	839.6	1.8	1,825.1	60.9	2,347.2

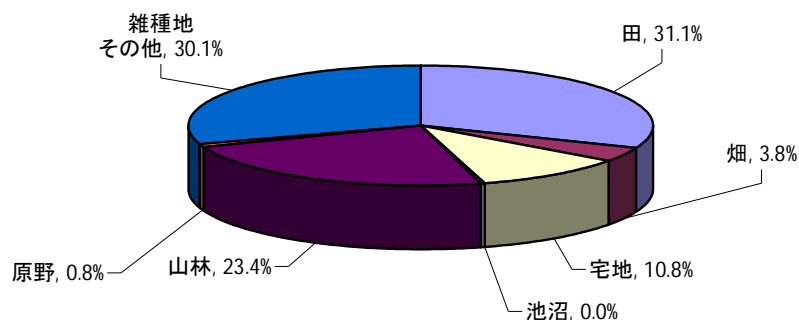


図 2-4 土地利用の状況

出典：新潟県統計年報 2010

1. 7 産業の動向

本市における第1次産業の就業者数は昭和35年には34.8%でしたが、年々減少し、平成22年では6.6%まで減少する見込みです。第2次産業就業者数は昭和35年に37.0%であったものが、平成2年には50.7%にまで増加しましたが、その後減少し、平成22年では35.1%となる見込みです。第3次産業の就業者数は昭和35年には28.2%でしたが、年々増加し、平成22年現在では57.3%にまで増加する見込みです。

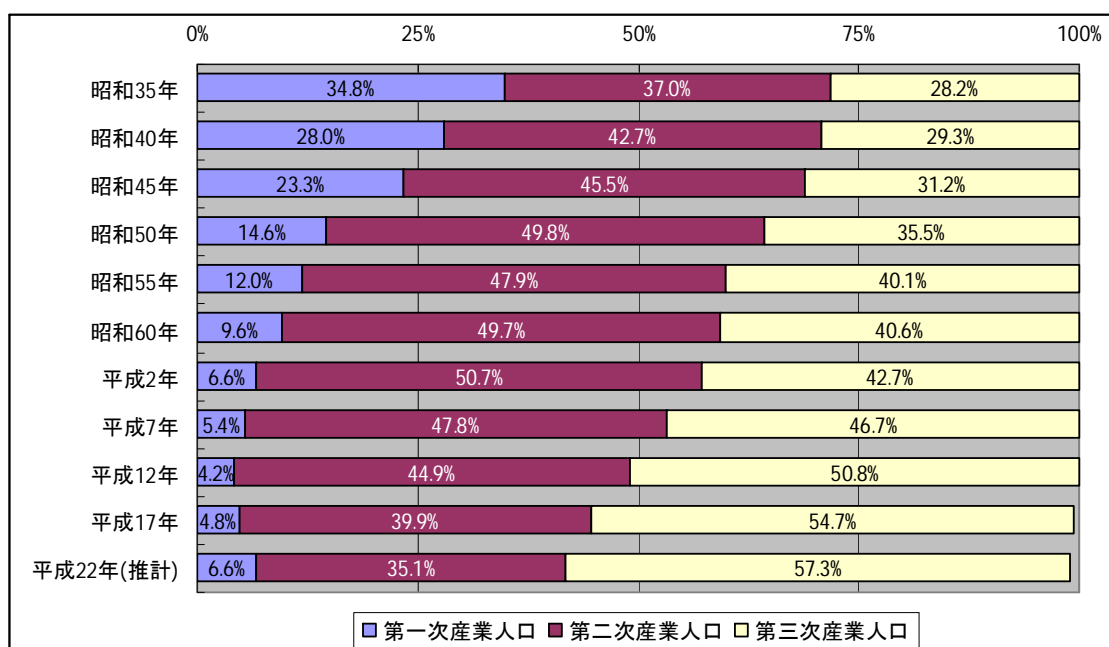


図 2-5 産業別就労人口の推移

出典：国勢調査（総数には「不詳」を含むため、内訳の合計が100%にならないところがある。）
平成22年度は、第4次総合計画（後期基本計画）より

2. ごみ処理行政の動向

2. 1 国の計画

1) 循環型社会形成推進基本計画（平成 20 年 3 月改定）

平成 27 年度を目標とする計画で主に次のような施策について充実・強化しています。

- 循環型社会と低炭素社会・自然共生社会への取組の統合
- 地域の特性に応じた「地域循環圏」の構築
- 数値目標の拡充に加え、補助指標やモニタリング指標を導入
- 各主体が連携・協働した 3 R の取組
- 3 R の技術とシステムの高度化
- 国際的な循環型社会形成に向けた我が国の主導的な役割

2) 廃棄物処理施設整備計画（平成 20 年 3 月改定）

平成 20 年度から平成 24 年度までを計画期間としており、廃棄物処理施設整備事業のより一層の計画的な実施を図るため、できる限り廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物となったものについては「再使用」「再生利用」「熱回収」の順に循環的な利用の推進を図るとした「廃棄物処理の 3 R 化の推進」などを基本理念として策定されました。主な内容は次のとおりです。

- 一般廃棄物処理の 3 R 化改革の推進
- 地域の自主性と創意工夫を生かした一般廃棄物処理施設の整備
- 地球温暖化防止にも配慮した廃棄物処理施設の整備
- 廃棄物系バイオマスの利活用の推進
- 他の市町村との連携等による広域的な取組
- 地域の住民等の理解と協力の確保
- 廃棄物処理施設の長寿命化・延命化の推進
- 災害対策の推進
- 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化の推進
- 最終処分量の削減及び着実な最終処分の実施
- 焼却時におけるサーマルリサイクル（発電）の推進

3) 廃棄物処理基本方針（平成 22 年 12 月改定）

廃棄物処理法に則り、循環型社会形成推進基本計画にあげられた目標等を踏まえ以下のような目標値を定めています。

- 減量化目標値：平成 19 年度を基準に平成 27 年度までに約 5%削減
- 資源化率目標値：平成 27 年度に約 25%とする
- 最終処分目標値：平成 19 年度を基準に平成 27 年度に約 22%削減する

2. 2 県の計画

1) 第二次新潟県廃棄物処理計画（平成 18 年 3 月改定）

大量生産、大量消費、大量廃棄の従来 of 社会のあり方や一人ひとりのライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保するため、県民、事業者、市町村及び県がそれぞれの立場で、また、協働して、廃棄物を限りなくゼロにする、ゴミゼロ社会を目指し、適正な循環的利用を促進するとともに、適正な処分を確保するための取組を強め、県民生活や産業活動の安定とさらなる発展を図りながら、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される、いわゆる「循環型社会」の形成を目指します。

●重点的取組目標

- 環境にやさしい買い物運動の推進
- 処理業者の優良化と資源循環ビジネスの促進
- 公共関与による廃棄物広域処理施設の整備推進
- 不法投棄等の早期発見と支障の除去
- 災害廃棄物の広域処理体制の整備

2) 新潟県資源循環型社会推進計画（平成 23 年 4 月策定）

平成 18 年 3 月に「第二次新潟県廃棄物処理計画」を策定し、県民、事業者及び市町村と連携・協力を図りながら、廃棄物を限りなくゼロにする「ゴミゼロ社会」を目指し、循環型社会の形成を図ってきたところです。

近年の世界的な資源制約の顕在化や地球環境問題などの社会経済情勢の変化、循環型社会形成推進基本法に基づく国の「第 2 次循環型社会形成推進基本計画」の策定、廃棄物処理法の改正を踏まえた新たな課題等に対応するため、現計画を改定し、廃棄物の適正処理はもとより、資源循環型社会の形成に向けた取組をより一層推進するため、「新潟県資源循環型社会推進計画」を策定するものです。

●計画の基本理念

- 廃棄物の発生抑制や循環的利用は着実に進んでいますが、天然資源の消費抑制と環境負荷の低減のため、さらなる循環型社会の形成を目指します。
- 循環型社会を形成するため、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、再利用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行うことが重要です。
- 「低炭素社会」にも配慮して取組を行うことで、将来にわたって生活の質を高める「持続可能な社会」の構築を目指します。

3) 新潟県汚水処理施設整備構想（平成 23 年 3 月策定）

新潟県は平成 2 年度に「新潟県下水道整備長期構想」を策定し、下水道、農・漁・林業集落排水及び合併処理浄化槽等の各種汚水処理事業が連携し、効率的な汚水処理施設整備を図ってきました。平成 12 年度に長期構想を見直し、さらに、平成 23 年 3 月に「新潟県汚水処理施設整備構想」として見直しを行いました。本構想は以下の 3 つの原則に基づき作成されています。

- 当面の整備目標を掲げ、できるだけ早く整備します。
- ライフサイクルコストを考慮した最も経済的な手法で整備します。
- 施設機能の確保に努め、災害に強い施設を整備します。

2. 3 本市の計画

1) 見附市第 4 次総合計画（後期基本計画）（平成 23 年 3 月策定）

人に心地よい環境づくりへの取組ということで、廃棄物処理について次のような施策を講じています。

- 家庭や事業所のごみ減量化を推進します
- 環境パトロールやクリーン作戦などを通じて、環境美化を推進します
- 廃棄物処理・リサイクル体制を整備します
- 地域や学校などが実践する環境活動を支援します
- 公共工事における資源のリサイクルを推進します

2) 見附市環境基本計画（平成 22 年 3 月策定）

環境目標として、生活環境分野（廃棄物）では「廃棄物を減らし、適正処理を推進します」、資源・地球環境分野（廃棄物のリサイクル）では「循環型社会を目指し、再利用・リサイクルを推進します」を掲げています。以下はその取組内容です。

表 2-3 環境目標

廃棄物	廃棄物処理計画の推進
	ごみ減量化の推進
	適正処理の推進
	効率的な収集体制の構築
	事業系ごみ減量化の促進
	清潔なまちづくりの推進
廃棄物のリサイクル	リユース・リサイクルの促進
	環境教育・啓発活動による市民意識の向上

第3章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の現状及び課題

1. 1 ごみ処理体制及びごみ処理の流れ

1) ごみの分別区分

ごみの分別区分は次のとおりです。燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみは有料で処理し、資源ごみは無料で処理しています。

表 3-1 ごみの分別区分

処理手数料	区分	出す場所・出し方	主な種類	
有料	燃やすごみ	ごみステーション 有料ごみ袋	生ごみ、紙くず類、紙おむつ、小型プラスチック製品、ビデオテープ、カセットテープ、CD、皮革類、衣類など	
	燃やさないごみ	ごみステーション 有料ごみ袋	ガラス類、グラス、コップ、セトモノ類（茶碗、皿などの陶磁器類）、電球、なべ、やかん、フライパン、小型家電製品、電気コードなど	
	粗大ごみ	戸別収集 粗大ごみ処理券	家具類、寝具（布団等）、家庭電気製品（家電リサイクル品は除く）、石油器具類、OA 機器（パソコンは除く）、大型プラスチック製品	
無料	資源ごみ	古紙類	資源ごみステーション ・資源回収棟 しばって束ねる	新聞、段ボール、雑誌・チラシ、その他紙製容器包装（紙箱・紙袋・包装紙）、牛乳パック等（牛乳パックは資源回収棟でのみ回収）
		カン	資源ごみステーション ・資源回収棟 黄色のコンテナ	ビール・ジュース・コーヒーなどの缶、缶詰、スプレー缶、菓子缶など
		ビン	資源ごみステーション ・資源回収棟 青色のコンテナ	食品類のビン、飲料水等のビン
		ペットボトル	資源ごみステーション ・資源回収棟 透明、半透明の袋 （レジ袋使用可）	飲料及びしょうゆの他に、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料をつめたもの トレイは対象外
		乾電池	資源ごみステーション ・資源回収棟 緑色のコンテナ	マンガン乾電池及びアルカリ乾電池
		プラスチック製容器包装	ごみステーション 透明、半透明の袋 （レジ袋使用可）	レジ袋、シャンプーの容器、菓子の外装・個装袋、アイス・カップめん容器
		蛍光管等	葛巻資源回収棟 回収ボックス	蛍光管、水銀体温計、水銀温度計
		枝木	清掃センター しばって束ねる	せん定枝

2) ごみ処理体制

収集・運搬、中間処理、最終処分の体制は次のとおりです。

表 3-2 ごみ処理の体制

区分	施設	主体	運営・管理
収集・運搬		本市・委託業者・許可業者	
中間処理	見附市清掃センター	焼却処理	本市・委託業者
		破碎処理 選別・圧縮処理 チップ化処理	本市・委託業者
最終処分	見附市最終処分場	本市・委託業者	

3) ごみ処理の流れ

ごみ処理の流れは次のとおりです。

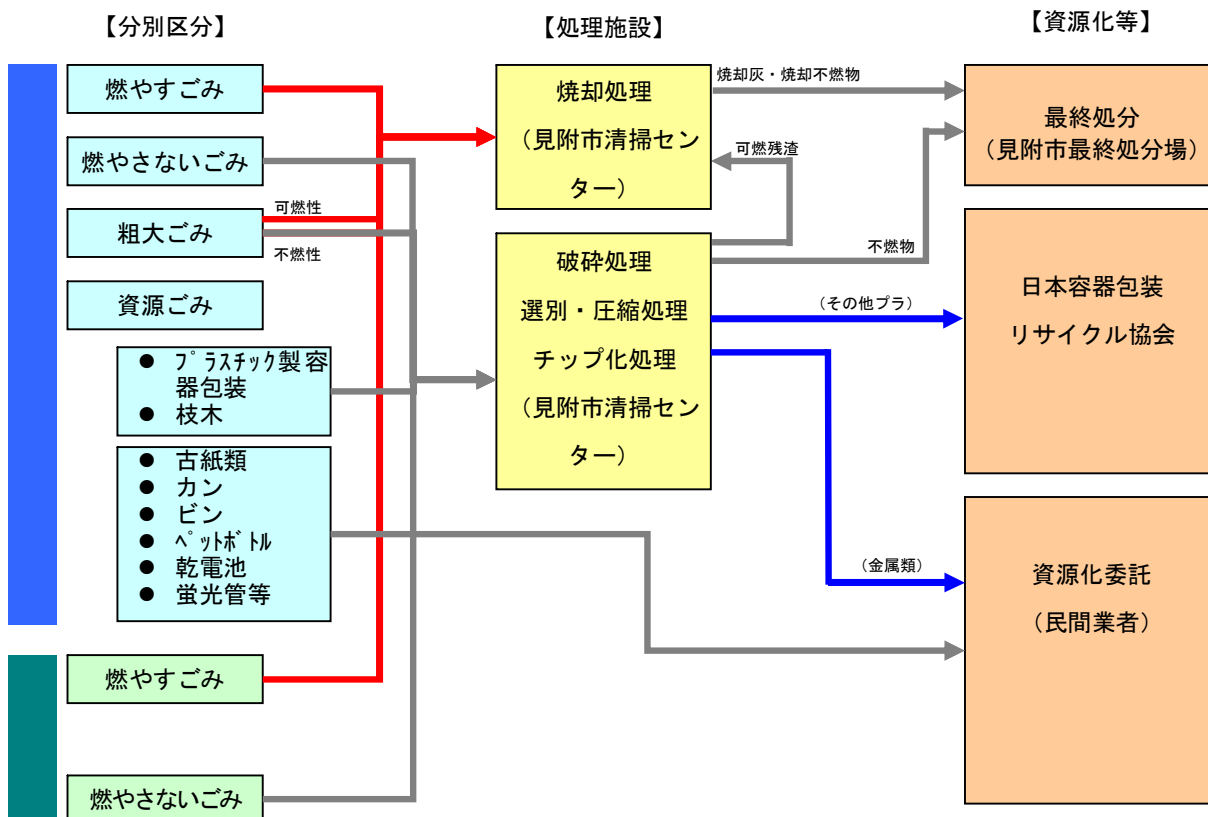


図 3-1 ごみ処理の流れ

1. 2 ごみ処理施設の概要

1) 見附市清掃センター

ごみの焼却や破碎選別処理を行う見附市清掃センターは、昭和 61 年 8 月から共用開始しています。

表 3-3 見附市清掃センター概要

名称	供用開始	処理設備		所在地
見附市 清掃センター	昭和 61 年 8 月	焼却施設	ストーカ式焼却施設 処理能力：60 t / 16 h (30 t / 16 h ・ 2 系列) 排ガス高度処理施設整備済	見附市椿沢町 字滝ノ入 483 番地
		不燃物 資源化施設	処理能力：1t/h	

2) 見附市最終処分場

見附市清掃センターで処理されたごみなどは、見附市最終処分場で処分されます。最終処分場は昭和 56 年 5 月から共用開始しています。

表 3-4 最終処分場の概要

名称	供用開始	処理設備		所在地
見附市 最終処分場	昭和 56 年 5 月	埋立容量 水処理施設 しゃ水工	137,000 m ³ 回転板+キレート反応+ 砂ろ過・活性炭吸着 二重ゴムシート	見附市堀溝町 字東谷 408 番地

1. 3 ごみ排出量及び資源回収量の実績

1) ごみ排出量の実績

過去5年間のごみ排出量の実績は次のとおりです。

ごみ排出量は減少傾向で、かつ市民一人一日あたりの排出量も減少しています。

燃やすごみ、資源ごみは減少傾向にあります。燃やさないごみは、年間約400 tで横ばいです。また、粗大ごみは戸別収集申込み制度の定着により増加傾向にあります。

表 3-5 種類別ごみ排出量の実績

項目	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
行政区域内人口	人	43,433	43,242	43,022	42,844	42,692
燃やすごみ	t/年	11,631.81	11,484.03	11,254.00	10,969.57	10,457.56
燃やさないごみ	t/年	433.00	426.70	408.36	423.93	450.91
資源ごみ	t/年	2,576.92	2,538.60	2,244.53	2,153.56	2,152.42
粗大ごみ	t/年	100.68	113.92	118.07	130.73	115.37
ごみ排出量合計	t/年	14,742.41	14,563.25	14,024.96	13,677.79	13,176.26
一人一日平均排出量	g/人・日	930	920	893	875	846

備考：人口は各年10月1日住民基本台帳人口

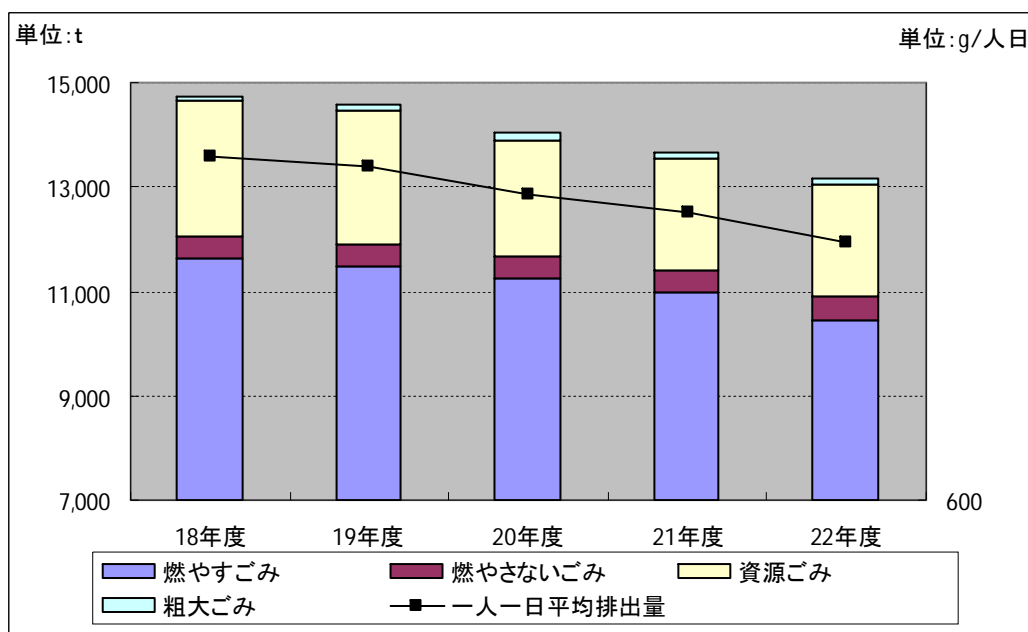


図 3-2 種類別ごみ排出量の実績

排出主体別に見ても、家庭系ごみ、事業系ごみともに減少しています。

表 3-6 排出主体別ごみ排出量の実績

項 目	単 位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
家庭系ごみ	t/年	10,044.96	9,867.95	9,518.47	9,305.70	9,086.38
事業系ごみ（公共系含む）	t/年	4,697.45	4,695.30	4,506.49	4,372.09	4,089.88
ごみ排出量合計	t/年	14,742.41	14,563.25	14,024.96	13,677.79	13,176.26

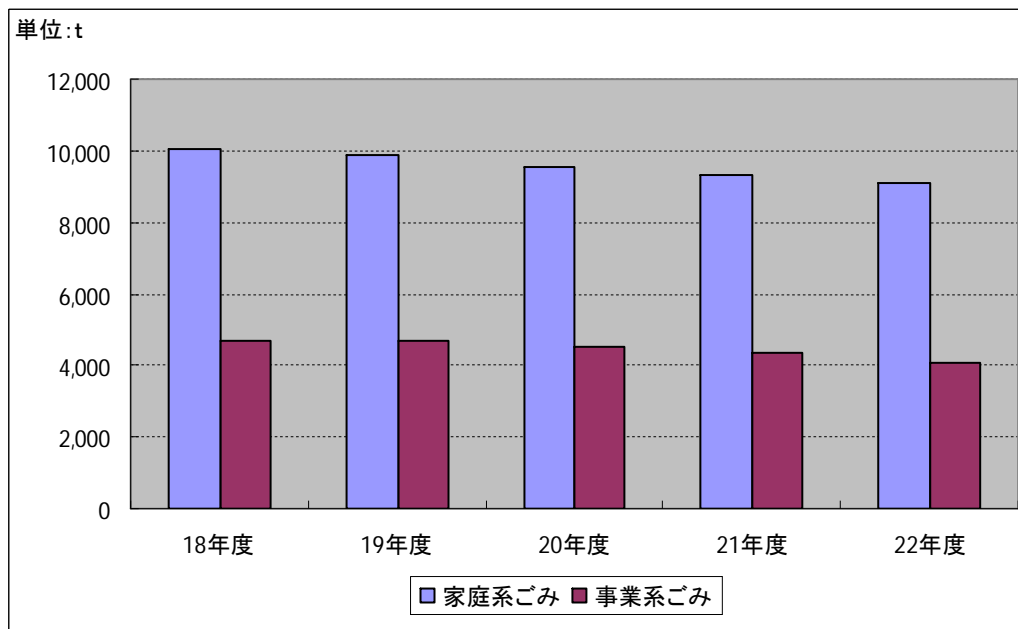


図 3-3 排出主体別ごみ排出量の実績

2) 資源回収量の実績

過去5年間のごみ排出量、資源回収量の実績は次のとおりです。

ごみ排出量、資源回収量は減少しており、資源化率は横ばい傾向です。

表 3-7 ごみ処理量、資源化量の実績

項目	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
資源化量						
総排出量	t/年	14,742.41	14,563.25	14,024.96	13,677.79	13,176.26
資源回収量	t/年	2,686.70	2,666.01	2,369.51	2,268.52	2,276.52
資源化率	%	18.2	18.3	16.9	16.6	17.3

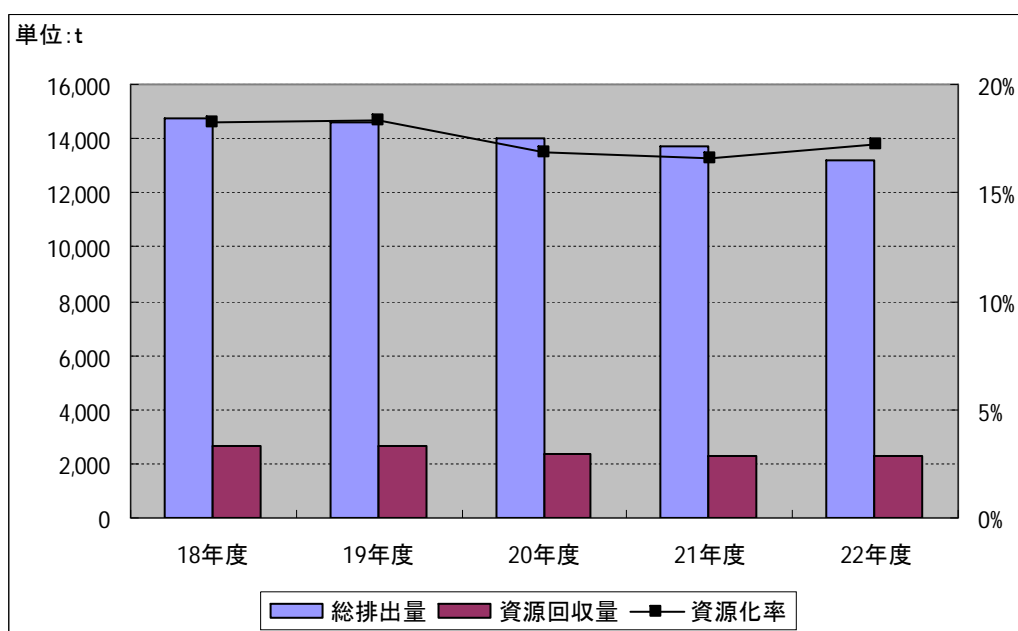


図 3-4 ごみ排出量の実績

3) 最終処分量の実績

過去5年間の最終処分量の実績は次のとおりです。

焼却灰等、不燃物等は減少しており、側溝汚泥は横ばい傾向です。

表 3-8 最終処分量の実績

項目	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
最終処分量合計	t/年	1,630.86	1,884.58	1,817.97	1,764.37	1,725.47
焼却灰等	t/年	1,544.33	1,340.41	1,223.10	1,188.55	1,183.49
不燃物等	t/年	86.53	316.37	359.07	347.87	304.98
側溝汚泥	t/年	-	227.80	235.80	227.95	237.00

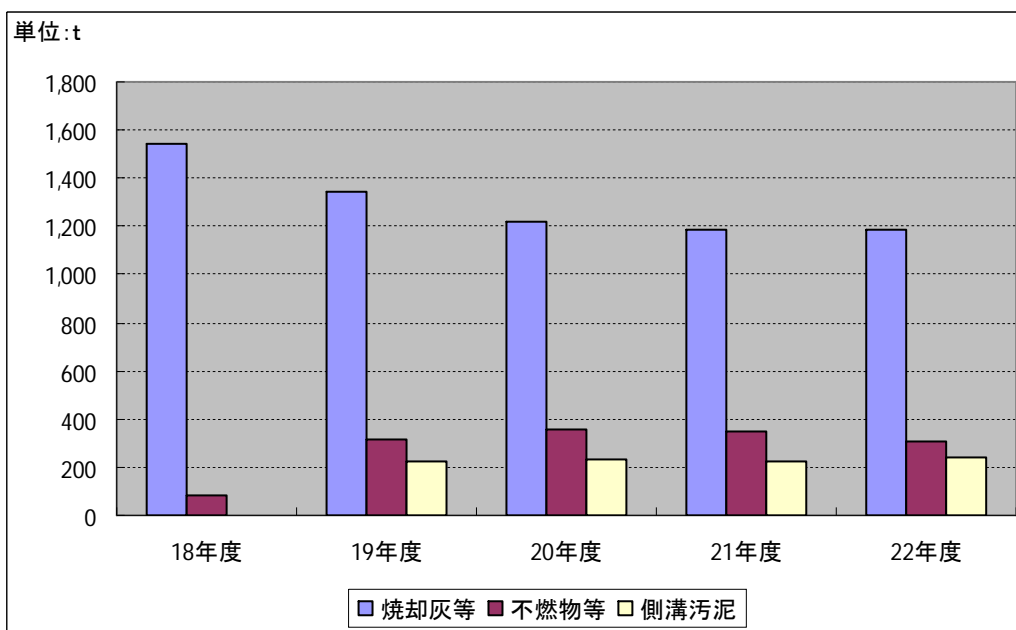


図 3-5 ごみ排出量の実績

4) ごみ処理経費の実績

過去5年間のごみ処理経費の実績は次のとおりです。老朽化した中間処理施設の補修費が増加しているため、ごみ処理経費全体で増加傾向を示しています。また、ごみ排出量が減少しているにもかかわらず、ごみ処理経費が増加しているため、処理単価も増加傾向です。

表 3-9 ごみ処理経費の実績

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人件費	千円	48,823	47,305	49,374	46,509	48,421
収集運搬費	千円	97,783	96,448	101,398	95,227	95,687
中間処理費	千円	267,282	265,877	285,538	285,384	365,312
最終処分費	千円	17,553	23,306	36,523	36,374	32,184
その他	千円	11,568	9,531	11,553	10,719	12,668
ごみ処理経費合計	千円	443,009	442,467	484,386	474,213	554,272
ごみ排出量	t	14,742.41	14,563.25	14,024.96	13,677.79	13,176.26
処理単価	円/t	30,050	30,382	34,537	34,670	42,066

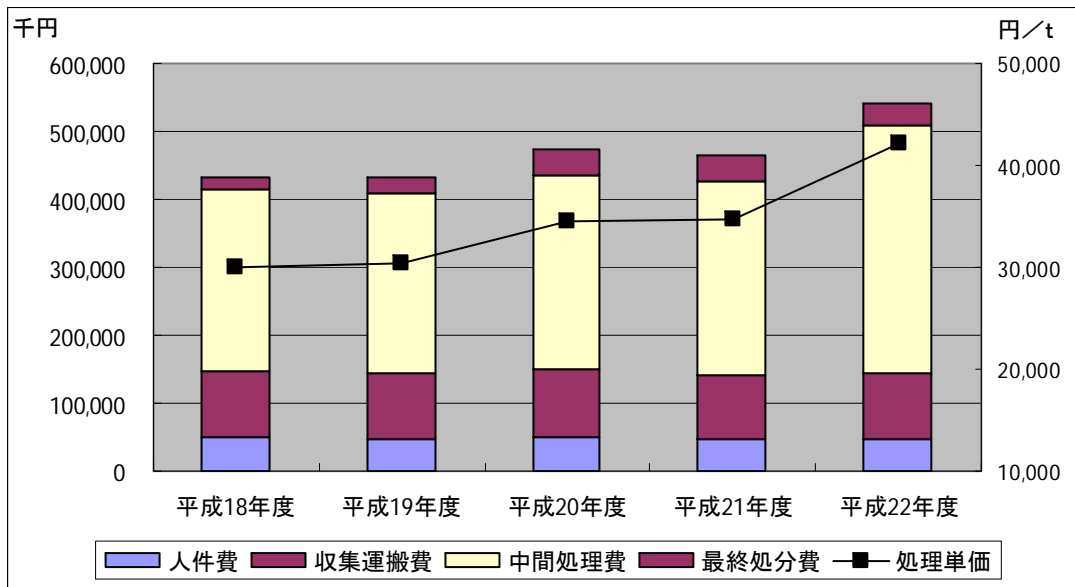


図 3-6 ごみ処理経費の実績

1. 4 ごみ処理の課題

1) ごみの排出抑制・リサイクル

3Rの推進は、市民の協力と事業者の容器包装使用の自粛などが重要なことから、情報提供や意識啓発を行い、市民・事業者・本市が連携・協力し取り組む必要があります。

また、資源化率を向上させるために生ごみの資源化を検討する必要があります。

2) 事業系ごみ

ごみの減量化を推進するためには、ごみの分別・資源化を推進するよう事業者への周知と意識啓発が必要です。

3) 中間処理施設

見附市清掃センターは、昭和61年の竣工日から25年が経過し、老朽化が進んでいます。安定的で継続的な中間処理を進めるためには、現在の施設を適切な管理のもとで運転や修繕を行う必要があります。また、次期処理施設についても検討する必要があります。

4) 最終処分場の確保

埋立残余容量が少なくなっていることから、ごみの減量とリサイクルを進め、延命化を図るとともに、新たな最終処分場の確保に向けた取り組みが必要です。

2. ごみ処理の基本理念及び基本方針

2. 1 基本理念

私たちは、今日まで生活の利便性や物質的な豊かさを追求してきました。生活が豊かになる一方で、膨大な資源やエネルギーを消費し、製品を大量生産、大量消費、大量廃棄した結果、資源の枯渇、地球温暖化、環境汚染など、危機的な状況に直面しています。

発生抑制・資源化を図ったうえでなお排出される廃棄物の適正処理、資源化を推進し、また、処理における余剰エネルギーの有効利用及び省エネ化により、地域における循環型社会の構築に努めることとし、環境基本計画に基づき基本理念を次のように定めます。

- 廃棄物を減らし、適正処理を推進します
- 資源循環型社会を目指し、再利用・リサイクルを推進します

2. 2 基本方針

循環型社会の構築を推進するために、本計画の基本方針を次のように定めます。

1) 排出抑制及び資源化率の向上

3R（発生を抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））を基本として、ごみの排出を削減するとともに資源の回収量を増加させ、資源化率の向上を図ります。

また、社会情勢の変化等により、適宜ごみの分別区分の見直しを行ったり、新たな分別区分を設けることを検討します。

2) 処理施設の整備

焼却施設は竣工後 25 年が経過し老朽化が進んでいます。同様に最終処分場においても水処理施設が老朽化しており、適切な管理の基での運転や修繕が必要になっています。また、次期処理施設の整備が急がれます。

3) ごみの適正処理

処理については、関係自治体と連携・協力を努めます。

3. 計画目標値

3. 1 計画目標値

目標年度の平成 33 年度までに、以下にあげる目標値を達成させます。

- ◆ 目標年度のごみ排出量を 9,000 t / 年以下とします。
- ◆ 目標年度の資源化率を 30%以上とします。
- ◆ 目標年度の最終処分量を 880 t / 年以下とします。

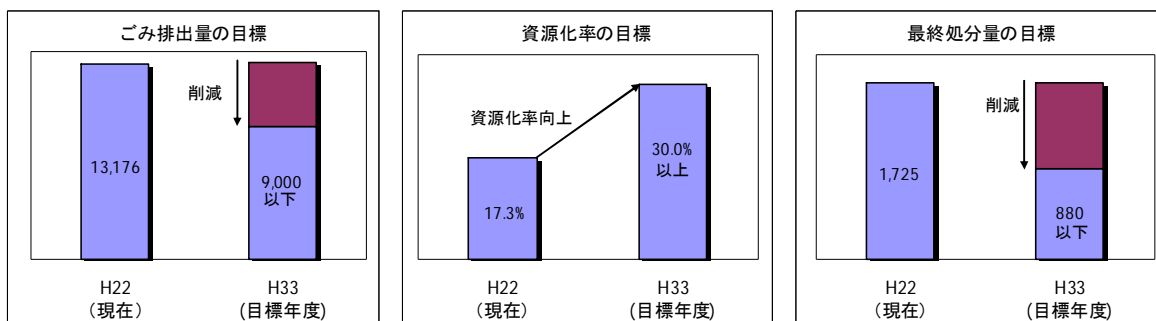


図 3-7 本計画の目標値

3. 2 ごみ排出量及び資源化率、最終処分量の予測

ごみ排出量及び資源化率、最終処分量の予測は次のとおりです。

表 3-10 ごみ排出量、資源化率、最終処分量の予測値

項目	H22 (現在)	H33 (目標年度)
ごみ排出量推計値 t/年	13,176	8,703
削減量推計値 t/年		4,473
ごみ排出量目標値 t/年	-	9,000以下
資源化率推計値	17.3%	37.4%
資源化率目標値	-	30%以上
最終処分量推計値 t/年	1,725	584
削減量推計値 t/年		1,141
ごみ処分量目標値 t/年	-	880以下

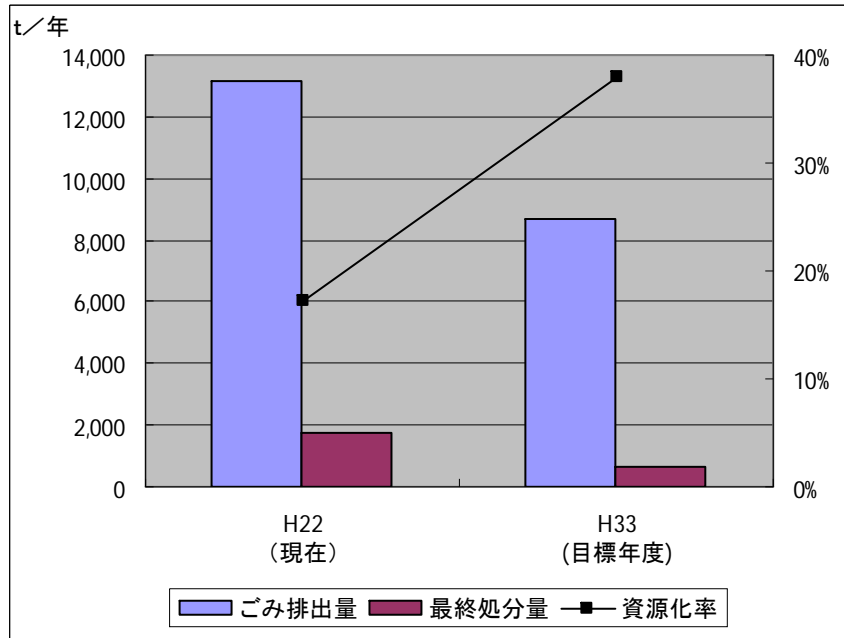


図 3-8 ごみ排出量、資源化率、最終処分量の予測値

4. ごみの排出抑制・リサイクル

4. 1 市民・事業者・本市の役割

ごみの排出を抑制するために市民・事業者・本市の役割分担を定めます。

1) 市民の役割

- ★ たばこの吸い殻や空缶の投げ捨てをしないなど、公共マナーを守ります。
- ★ クリーンアップ活動などに積極的に参加します。
- ★ マイバッグの持参や過剰包装の辞退、生ごみの堆肥化など、ごみの発生抑制に努めます。
- ★ ごみ出しのルールとマナーを守ります。
- ★ 所有または管理している土地に、不法投棄されないよう適正な管理に努めます。
- ★ ごみの分別回収への協力などを通じ資源の再利用についての意識を向上します。
- ★ 古紙の回収、再生紙の利用を心がけます。
- ★ せん定枝を排出する場合は、緑のリサイクル事業に参加・協力します。
- ★ フリーマーケットやリサイクルショップなどを活用し、不用となった製品の再使用や有効利用に努めます。
- ★ 故障した場合でも修理して使うなど、耐久消費財の長期使用に努めます。
- ★ 紙コップなどの使い捨て商品の使用を控え、ガラスびんやプラスチック容器の再使用に努めます。
- ★ 生ごみは堆肥化して、再利用を図ります。

2) 事業者の役割

- ★ 事業活動に伴うごみの発生を抑制するため、コピー用紙の使用量抑制や環境配慮型商品の購入などに努めます。
- ★ 販売店において、レジ袋・紙袋などの容器包装の削減に努めます。
- ★ 自ら排出した産業廃棄物について、最終処分が終了するまで適切な管理を行います。
- ★ クリーンアップ活動などに積極的に参加します。
- ★ ISO14001 などの環境マネジメントシステムに基づき、計画的な廃棄物削減に取り組みます。
- ★ 所有または管理している土地に、不法投棄されないよう適正な管理に努めます。
- ★ 事業活動に伴う廃棄物の積極的なリサイクルに努めます。

- ★ 裏紙やミスコピー用紙、使用済みの封筒の再利用を徹底します。
- ★ 自社製品には、分別方法および資源化方法を表示します。
- ★ 不用となった事務機器などの再使用を推進します。

3) 本市の役割

① 廃棄物処理計画の推進

- ★ 循環型社会構築に向け、ごみ処理施設やし尿処理施設の計画的な整備を図ります。
- ★ 最終処分場の延命化を図るため、適切な維持管理に努めます。
- ★ 最終処分場の拡張を計画的に推進します。

② ごみ減量化の推進

- ★ 3R（発生抑制・再利用・リサイクル）の啓発活動を推進します。
- ★ 生ごみ処理機器補助制度により、家庭における生ごみの減量化を推進します。
- ★ マイバック運動などにより、スーパーのレジ袋削減を推進します。
- ★ リユース容器の情報提供に努めるとともに、本市が主催するイベントなどにおいてはリユース容器の利用に努めます。

③ リユース・リサイクルの促進

- ★ 場の提供や広報活動などを通じて、フリーマーケットなどのリサイクル活動を支援します。
- ★ 家庭からの生ごみや学校給食残渣などを堆肥化し、有効利用できるシステムの導入について検討します。
- ★ 使用済み食用油の有効利用を促進します。
- ★ せん定枝のリサイクル事業を継続して推進します。
- ★ 分別を徹底し、ごみの資源化を推進します。

④ 適正処理の推進

- ★ 収集や持込ができないごみの取り扱いについての周知を図ります。
- ★ 廃棄物処理業者に対し、適正処理の指導に努めます。

⑤ 環境教育・啓発活動による市民意識の向上

- ★ ボランティアによる清掃活動などを通じて、環境教育の充実を図ります。
- ★ 3R（発生抑制・再利用・リサイクル）の啓発活動を推進します。

⑥ 効率的な収集体制の構築

- ★ 町内と連携し、ごみステーションの適正な設置や美化対策を推進します。
- ★ リサイクル関連法による、資源排出を推進します。

⑦ 事業系ごみ減量化の促進

- ★ 事業系廃棄物の減量化・資源化への取り組みを促進します。

★ 事業系ごみの料金体系の見直しを検討します。

⑧ 清潔なまちづくりの推進

- ★ 市民・事業者と連携し監視に努め、不法投棄・ポイ捨ての防止を推進します。
- ★ クリーン作戦などの清掃美化活動を積極的に実施し、清潔で美しいまちづくりに努めます。
- ★ 不法投棄多発箇所については、監視を徹底し、不法投棄がしにくい環境づくりに努めます。
- ★ 空き地の適正な管理を所有者等に指導します。
- ★ 快適空間づくり事業を通して、市民との協働による美しいまちづくり活動をする人材を育てます。

4. 2 資源化のさらなる推進

資源化率を向上させるため、様々なリサイクル事業を行っています。これらの事業について検証し、発展させていきます。

1) 緑のリサイクル事業

家庭から出るせん定された枝木などをチップシュレッダで細かく粉碎し、チップ化したものを雑草が生えないよう庭に敷きつめるなどして利用されています。出来上がったチップは、清掃センターで市民に無料配布します。

2) 廃食用油の回収

家庭から出る天ぷら油（廃食用油）は、市内のスーパー等の協力で、回収ボックスを設置し回収を行っています。これらの廃食用油は、軽油の代替燃料であるバイオディーゼル燃料（BDF）に生まれ変わります。

3) 雑紙の回収

新聞紙や段ボール、紙パック以外にその他紙製容器包装を分別収集しています。燃やすごみの中には封筒、チラシ、カタログなどの雑紙がまだ多量に含まれています。これらを回収することで、資源化率の向上を図ります。

4. 3 生ごみの処理

1) 生ごみ処理施設の整備の検討

生ごみを分別回収し、焼却に頼らず化石燃料を使用しない処理方式について実証実験を通じて検証します。

2) 生ごみ処理機器の補助制度の推進

本市では、以下のような生ごみ処理機器の購入世帯に予算の範囲内で補助金を交付しています。今後も補助制度を継続させます。

- ① コンポスト容器
- ② EMボカシ容器
- ③ 電動生ごみ処理機

市役所窓口には、電動生ごみ処理機の見本を展示しています。

表 3-11 生ごみ処理器の補助制度

	コンポスト・EMボカシ容器	電動生ごみ処理機
対象者	市内在住で、家庭で利用される世帯	
補助金額	購入額(税込)の半額	購入額(税込)の半額
	上限 3,500 円	上限 30,000 円
個数	各容器 2 個ずつ	1 台

なお、電動生ごみ処理機の残渣物は、「燃やすごみ」として排出せずに、「みつけイングリッシュガーデン」に持ち込み、量に応じて花苗と交換することも進めています。

5. 収集・処理の方法

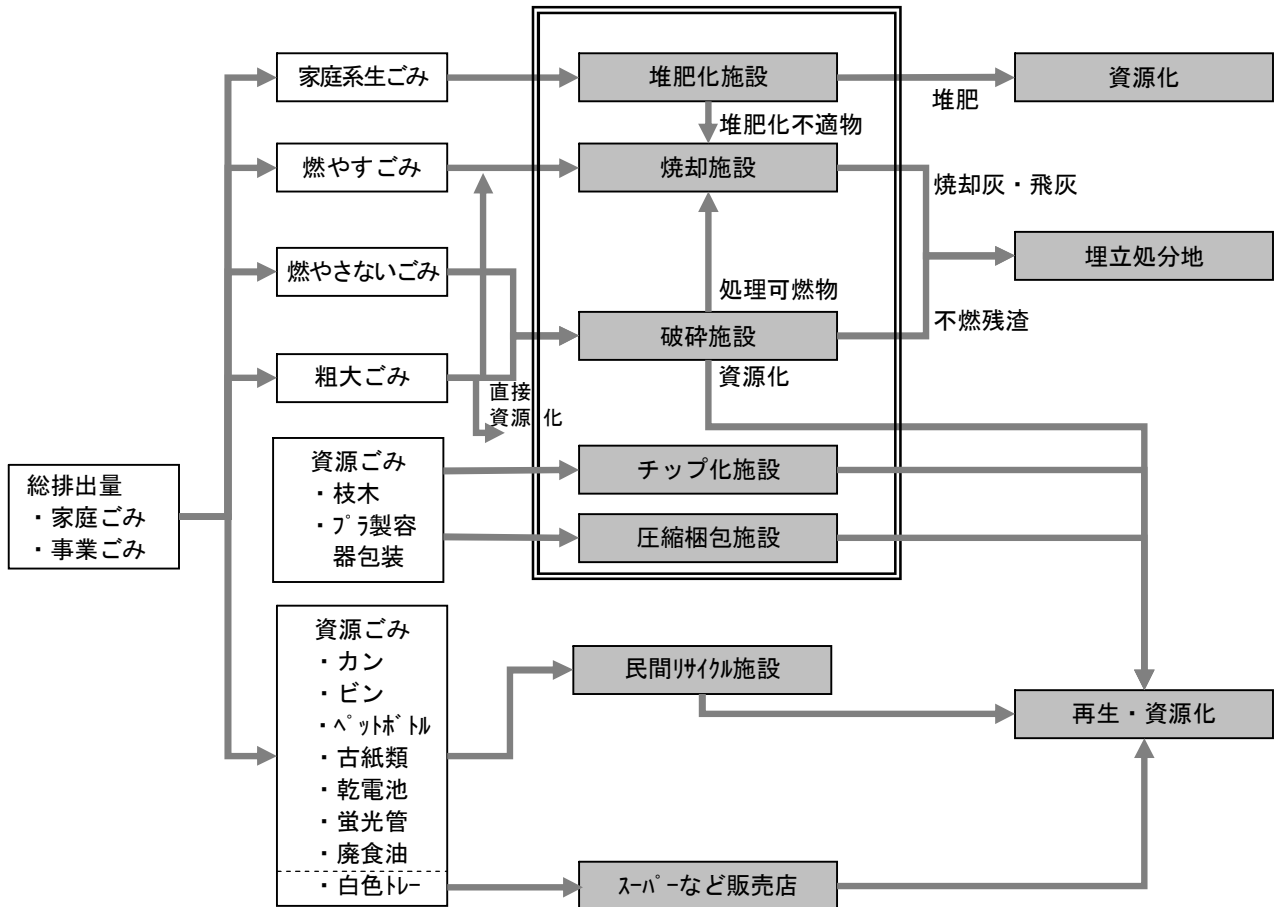
5. 1 収集

収集回数及び方式

区分	燃やすごみ	燃やさないごみ	粗大ごみ	資源ごみ	
				カン、ビン、ペットボトル、乾電池、古紙類、蛍光灯、廃食油	プラスチック製容器包装
排出方法	燃やすごみ指定袋	燃えないごみ指定袋	粗大ごみ処理券貼付	カン、ビン、乾電池は備え付けのコンテナへ入れる。 ペットボトルは透明・半透明袋に入れる。 古紙類は品目ごとに分けてひもで十字にしぼる。 廃食油はペットボトルに入れる。	透明・半透明袋
収集回数	週3回	月1回	5回/週	月1回	月3回
収集方式	ステーション方式	ステーション方式	戸別収集方式	ステーション方式	ステーション方式

5. 2 処理

処理フロー



新たな分別区分が発生した場合は適宜検討します。

5. 3 その他

1) クリーン作戦

本市、市民や事業者の各主体が協働し、「クリーン作戦」を実施しています。地区の青少年育成会など多くの団体のボランティアにより行われ、引き続き実施していきます。

2) 不法投棄対策

市民・事業者と連携し監視に努め、不法投棄・ポイ捨ての防止を推進します。また、本市では「見附市不法投棄監視マップ」を公表し、過去において市民の皆様からの通報やパトロールで発見された不法投棄個所を地図上で示しています。不法投棄多発箇所については、監視を徹底し、不法投棄がしにくい環境づくりに努めます。

3) 災害廃棄物対策

災害発生時には、「見附市防災計画」に従い、災害廃棄物の適正な処理に努めます。特に被害が広域で甚大である場合は、県や近隣市町村の協力の元で迅速な処理を行うよう努めます。特に災害時に多量に発生する廃棄物については、ストック場所をあらかじめ確保するよう検討します。

6. ごみ処理施設の整備に関する基本的事項

6. 1 現有施設の適切な維持管理

ごみ排出量やごみ質の変化への対応、周辺環境に対する環境保全のためには、施設の適正な管理が不可欠です。そのためには、施設の延命化対策を含めて、機器の予防保全としての定期点検と維持補修を計画的に実施します。

6. 2 次期ごみ処理施設の整備

1) ごみ焼却施設の整備

施設の更新の検討に当たっては、更新時期、設置場所、処理能力、処理方式等を十分に考慮する必要があります。

2) 生ごみ処理施設

家庭から排出される生ごみ処理の実証実験を平成 23 年度に実施しました。その結果を踏まえ、施設整備等の検討をする必要があります。

3) 最終処分場

埋立残余容量は少なくなっていることから、ごみの減量とリサイクルを進め、延命化を図るとともに、新たな最終処分場の確保に向けた取り組みが必要です。

6. 3 循環型社会形成推進交付金制度の概要

1) ごみ焼却施設

国の交付金制度を活用し焼却施設を整備する場合、余熱利用設備や発電設備を設置する必要があります。循環型社会形成推進交付金要綱では、「エネルギー回収推進施設」や「高効率ごみ発電施設」に該当します。

高効率ごみ発電施設では、現有施設の 100 t / 日未満の場合、発電効率 12% 以上が交付要件となっています。この場合、部分的に交付率 1 / 2 が適用されません。

エネルギー回収推進施設の場合は、熱回収率 10%が交付要件で、交付率は 1 / 3 です。

2) 破砕処理施設

破砕処理施設は、循環型社会形成推進交付金要綱では、「マテリアルリサイクル推進施設」に該当し、交付率は1/3です。

3) 生ごみ処理施設

循環型社会形成推進交付金要綱では、「有機性廃棄物リサイクル推進施設」に該当します。

有機性廃棄物リサイクル推進施設は、堆肥化施設、メタン発酵施設などが対象となり、交付率は1/3です。

4) 最終処分場

最終処分場は、循環型社会形成推進交付金要綱では、「最終処分場」に該当し、交付率は1/3です。

第4章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の現状及び課題

1.1 生活排水処理の現況

1) 処理形態別人口

処理形態別の人口の実績は次のとおりです。

下水道人口や合併処理人口が若干の増加傾向を見せています。また、単独処理浄化槽人口、し尿汲み取り人口は減少傾向です。したがって、生活排水処理率（水洗化・生活雑排水処理人口の割合）も増加傾向です。

表 4-1 処理形態別人口の実績

単位：人

項 目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
計画処理区域内人口	43,433	43,242	43,022	42,844	42,692
水洗化・生活雑排水処理人口	31,828	32,718	34,074	34,552	34,943
①下水道	28,174	28,726	29,759	30,245	30,594
②合併処理浄化槽	816	783	866	871	910
③コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
④農業集落排水処理	2,838	3,209	3,449	3,436	3,439
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	7,703	7,219	6,054	5,762	5,566
非水洗化人口	3,902	3,305	2,894	2,530	2,183
し尿汲み取り人口	3,902	3,305	2,894	2,530	2,183
自家処理人口	0	0	0	0	0
生活排水処理率	73.3%	75.7%	79.2%	80.6%	81.8%

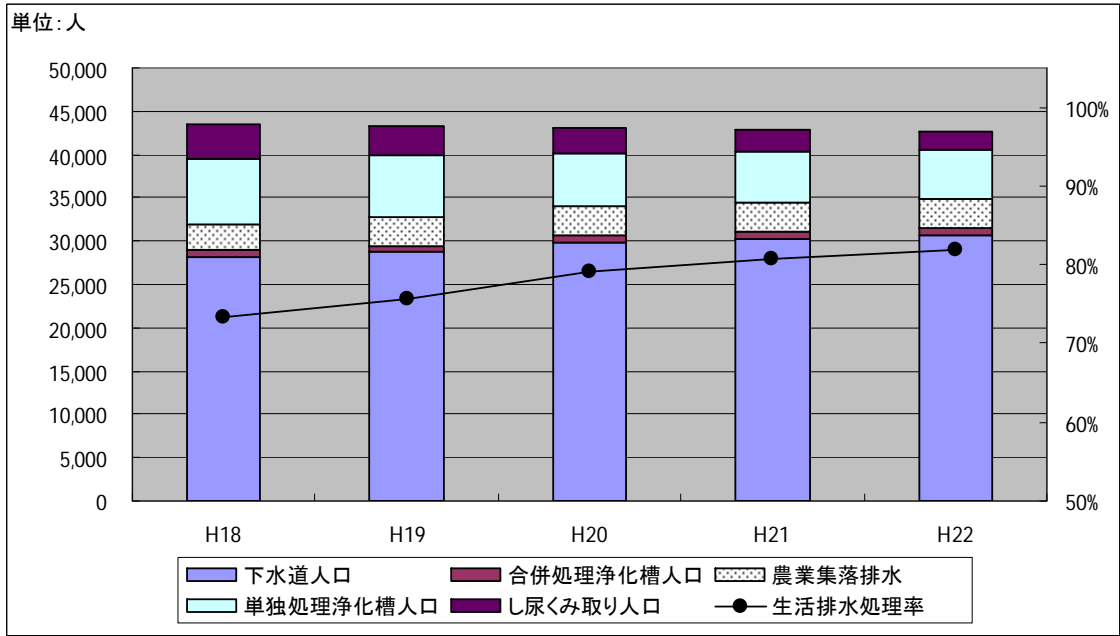


図 4-1 処理形態別人口の実績

2) 生活排水の処理フロー

生活排水の流れは次のとおりです。

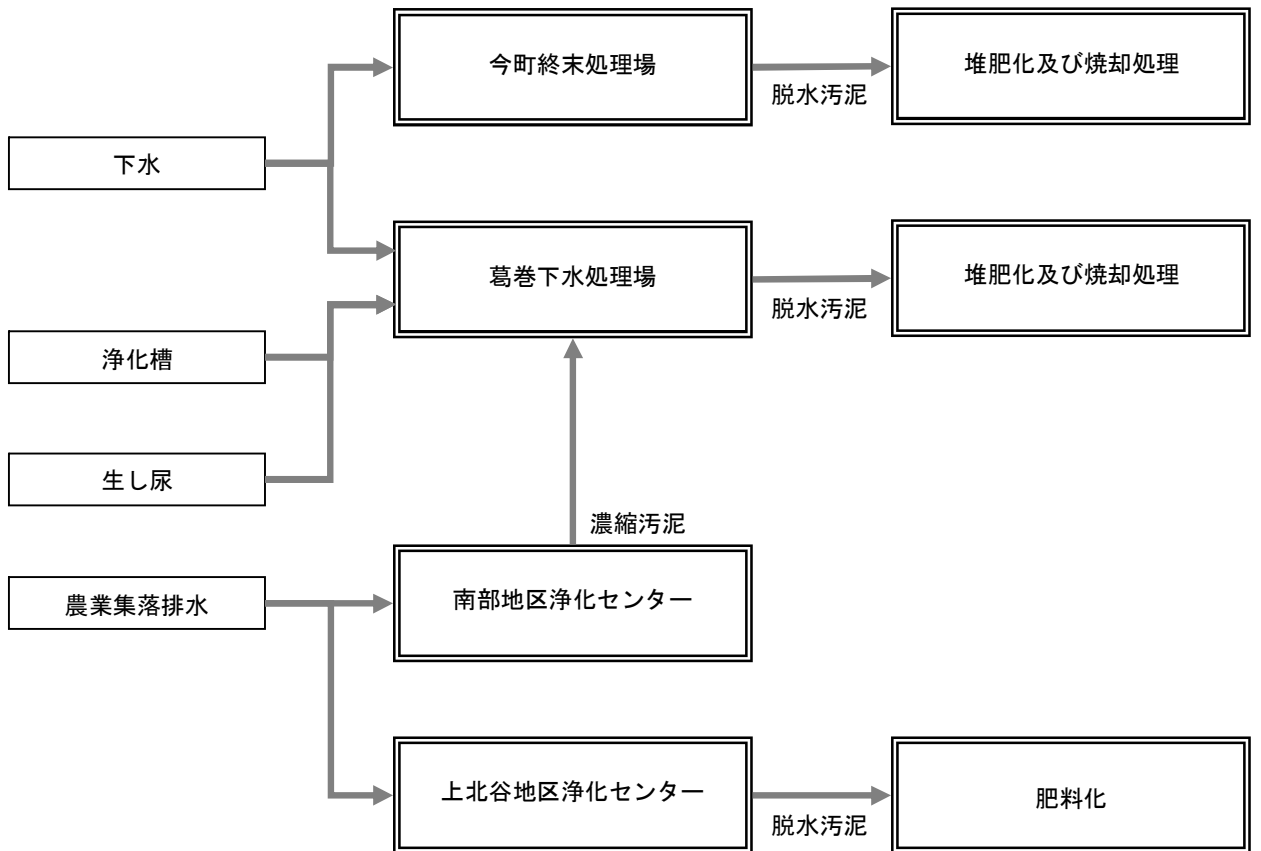


図 4-2 生活排水の処理の流れ

3) し尿・汚泥処理量

合併処理人口は増加傾向ですが、単独処理浄化槽人口がそれ以上に大きく減少しているため、浄化槽汚泥は減少傾向です。また、し尿汲み取り人口が減少傾向であるため、し尿量も減少しています。浄化槽汚泥の割合は、年々大きくなっています。

表 4-2 し尿・汚泥処理量の実績

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
合併処理浄化槽人口（人）	816	783	866	871	910
単独処理浄化槽人口（人）	7,703	7,219	6,054	5,762	5,566
し尿汲み取り人口（人）	3,902	3,305	2,894	2,530	2,183
浄化槽汚泥（kL）	5,242	4,814	4,527	4,157	4,268
し尿量（kL）	3,386	3,051	2,718	2,205	2,082
し尿量等合計（kL）	8,628	7,865	7,245	6,362	6,350

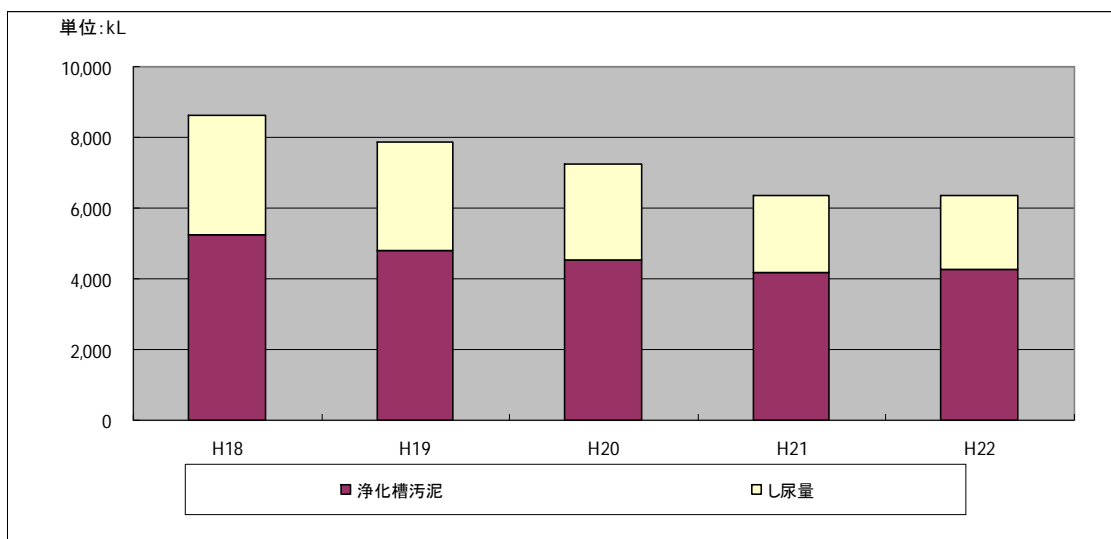


図 4-3 し尿・汚泥処理量の実績

1. 2 生活排水処理施設の現況

1) 公共下水道

本市の下水道計画区域は、2 処理区域となっており、市街化区域全域と周辺集落をカバーしています。

表 4-3 公共下水道の概要

処理区域名	供用開始	処理区域面積	処理施設	所在地
見附処理区	昭和 44 年 4 月	合流：84ha	葛巻下水処理場	見附市葛巻 2 丁目
見附第 2 処理区	昭和 61 年 4 月	分流：952ha	今町終末処理場	見附市今町 7 丁目

2) し尿・浄化槽汚泥の投入

本市のし尿・浄化槽汚泥は、各戸から収集し、全量葛巻下水処理場に搬入し処理しています。

3) 農業集落排水

農業集落排水は、公共下水道のない地域をカバーしており、2 箇所の処理施設が稼働しています。

表 4-4 農業集落排水の概要

名称	処理施設の名称	供用開始	計画区域面積	計画人口	所在地
見附南部地区 農業集落排水施設	南部地区 浄化センター	平成 8 年 8 月	47ha	1,990 人	見附市耳取町 142 番地
上北谷地区 農業集落排水施設	上北谷地区 浄化センター	平成 16 年 3 月	168ha	2,990 人	見附市堀溝町 1403 番地 1

1. 3 生活排水処理の課題

生活排水処理について、以下のような課題があげられます。

① 異物の混入

下水道や農業集落排水への異物（おむつ・衣類・生理用品）、灯油の混入や流入があり、処理施設に影響を与えています。施設の負荷を減らすため、解消する必要があります。

② 収集・運搬体制

収集運搬業者が減少しており、今後 2 社での処理体制の維持が難しいと考えられます。

③ 単独処理浄化槽の減少

単独処理浄化槽は、浄化槽法の改正により平成 13 年 4 月 1 日以降は浄化槽の定義から削除されました。単独処理浄化槽は、し尿のみを処理対象としており、BOD 負荷の高い生活雑排水を処理せずに河川等へ放流するため、生活環境への負荷が大きく、今後も下水道等への接続への切り替えや合併処理浄化槽への転換を進め、削減していく必要があります。

④ 施設の老朽化

葛巻下水処理場及び今町終末処理場の老朽化が進んでいるため、施設の大規模修繕や更新を計画的に進めていきます。

⑤ 浄化槽汚泥

近年、生し尿の発生量が公共下水道の普及とともに少なくなり、合併浄化槽のウェートが高くなるにつれて、処理が難しい浄化槽汚泥が増加し、下水処理場の放流水質安定に逆行する形となっています。

2. 生活排水処理の目標及び基本方針

2. 1 生活排水処理の目標

平成 33 年度までに、生活排水処理率 98%以上を目指します。

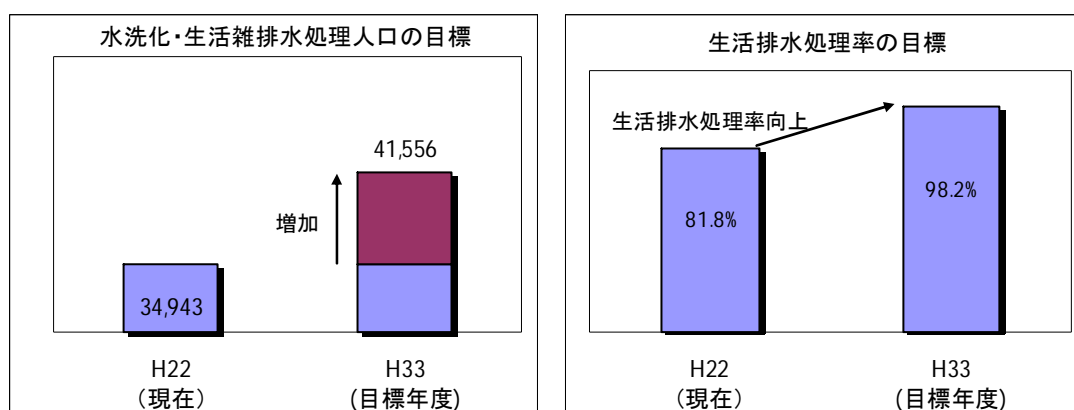


図 4-4 本計画の目標値

2. 2 生活排水処理の基本方針

生活排水処理率 98%以上を達成させるために基本方針を次のように定めます。

1) 下水道

下水道整備事業を進めることにより、接続人口を増加させます。

2) 農業集落排水

農業振興地域においては、農業集落排水事業を継続して行います。また、農業集落排水を処理した脱水汚泥の資源化を図ります。

3) 合併処理浄化槽

公共下水道や農業集落排水事業で処理できないような区域については、合併処理浄化槽の設置を推進します。

4) 単独処理浄化槽及びし尿汲み取り

公共下水道整備区域内や農業集落排水区域にある単独処理浄化槽やし尿汲み取り家庭は速やかに各施設への接続を指導します。また、これらの区域以外で単

独処理浄化槽やし尿汲み取りである場合は、合併処理浄化槽への切り替えを推進します。

5) し尿・浄化槽汚泥の処理

引き続き、葛巻下水処理場をし尿・浄化槽汚泥の処理施設として活用します。

3. 計画目標値

3. 1 将来処理量の予測方法

将来処理量は次のように予測します。

- 行政区域内人口 ごみ処理基本計画編より
- 処理形態別予測人口 各々の計画による
- 処理量の予測 し尿、合併処理浄化槽汚泥、単独処理浄化槽汚泥の
原単位を推計し、各々の予測人口に乗じて処理量を
算出する

3. 2 生活排水処理形態別人口

本市では、平成 33 年度の目標年度までに、生活排水処理率 98%以上を目指しています。単独処理浄化槽人口やし尿汲み取り人口、さらに合併処理浄化槽人口を取り込み、下水道人口を大きく伸ばし、農業集落排水人口を増加させる計画です。

表 4-5 生活排水処理形態別人口の予測

単位：人

項 目	平成22年度	平成33年度
計画処理区域内人口	42,692	42,330
水洗化・生活雑排水処理人口	34,943	41,556
①下水道	30,594	37,123
②合併処理浄化槽	910	780
③コミュニティ・プラント	0	0
④農業集落排水処理	3,439	3,653
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	5,566	556
非水洗化人口	2,183	218
し尿汲み取り人口	2,183	218
自家処理人口	0	0
生活排水処理率	81.8%	98.2%

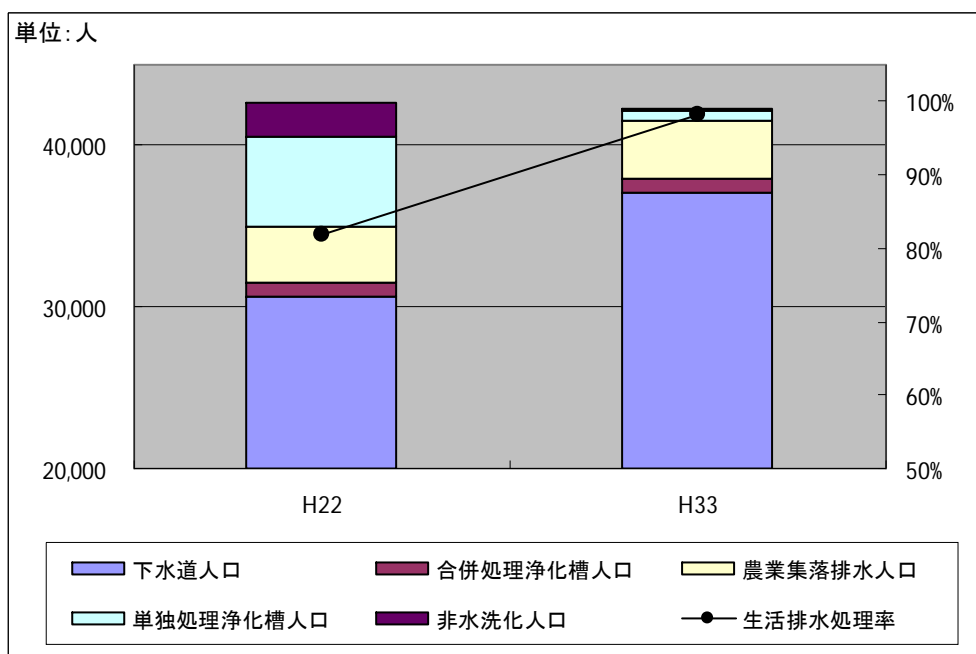


図 4-5 生活排水処理形態別人口の予測

3. 3 し尿及び浄化槽汚泥処理量

し尿及び浄化槽汚泥の予測量は次のとおりです。単独処理浄化槽、し尿汲み取り人口の減少とともに、し尿及び浄化槽汚泥の処理量も大幅に減少する見込みです。

表 4-6 し尿及び浄化槽汚泥量の予測

単位：kL

項目	平成22年度	平成33年度	原単位 (L/人・日)
合併処理浄化槽人口(人)	910	780	
単独処理浄化槽人口(人)	5,566	556	
し尿汲み取り人口(人)	2,183	218	
合併処理浄化槽汚泥	4,268	1,016	3.57
単独処理浄化槽汚泥		308	1.52
し尿量	2,082	208	2.61
し尿量等合計	6,350	1,532	

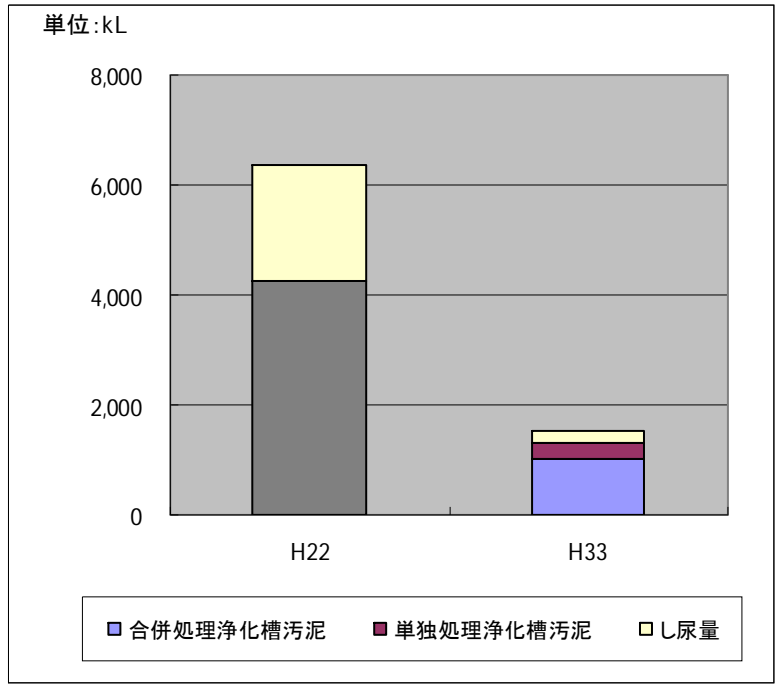


図 4-6 し尿及び浄化槽汚泥量の予測

4. 生活排水処理計画

4. 1 目標年度における生活排水処理の主体

平成33年度の目標年度における各生活排水処理施設の運営管理の主体は次のとおりです。

表 4-7 生活排水処理の主体

種類	運営管理の主体
公共下水道	本市
農業集落排水	本市
合併処理浄化槽	汚泥の収集：本市 浄化槽の管理：個人

4. 2 生活排水処理施設整備の検討

本市では、し尿や浄化槽汚泥をし尿前処理設備から、下水道に投入しています。今後も下水投入を継続していきますが、本施設は昭和62年設置で、24年が経過しており、老朽化が著しいため、早急な整備が必要です。

4. 3 公共下水道の整備と合併処理浄化槽の整備の比較

本市の生活排水処理は下水道を中心に行っています。しかし、下水道の当面整備のない地域や農業集落排水事業の区域外では、生活排水を処理するために合併処理浄化槽を設置する必要があります。

以下に、公共下水道の整備と合併処理浄化槽の整備の比較を示します。

表 4-8 下水道と合併処理浄化槽との比較

	下水道	合併処理浄化槽
施設の特徴	広い地域の生活排水を処理するシステムで、住居や事務所を管きよで接続し、終末処理施設で汚水を集中処理する。	個々の住居や事務所を対象に生活排水を処理するシステムで、一般的には、住居等の地下に合併処理浄化槽を設置し、オンサイトで処理を行う。 浄化槽内部に汚泥が溜まるため、適宜引き抜く必要がある。 また、適当な放流先が必要である。
処理水質	処理水質が高品質で一定 BOD 基準 15mg/L 以下	適正な維持管理が重要 (管理状況により処理水質に違いがでる) BOD 基準 20mg/L 以下 (高度処理型では BOD15mg/L 以下というものもある)
経済性	建設費は大きく、維持管理費は小さい 家屋が密集する地区で効率的 接続率低いと効率低下 (3 年以内接続義務付け)	建設費は小さく、維持管理費は大きい 家屋が点在する地区では効率的
整備の迅速性	計画を含め整備に長期間を要する 地域毎にまとめて整備する必要がある	申請により戸別整備するため、短期間で整備可能

4. 4 生活排水処理整備区域の概要

生活排水処理整備区域の概要を次に示します。

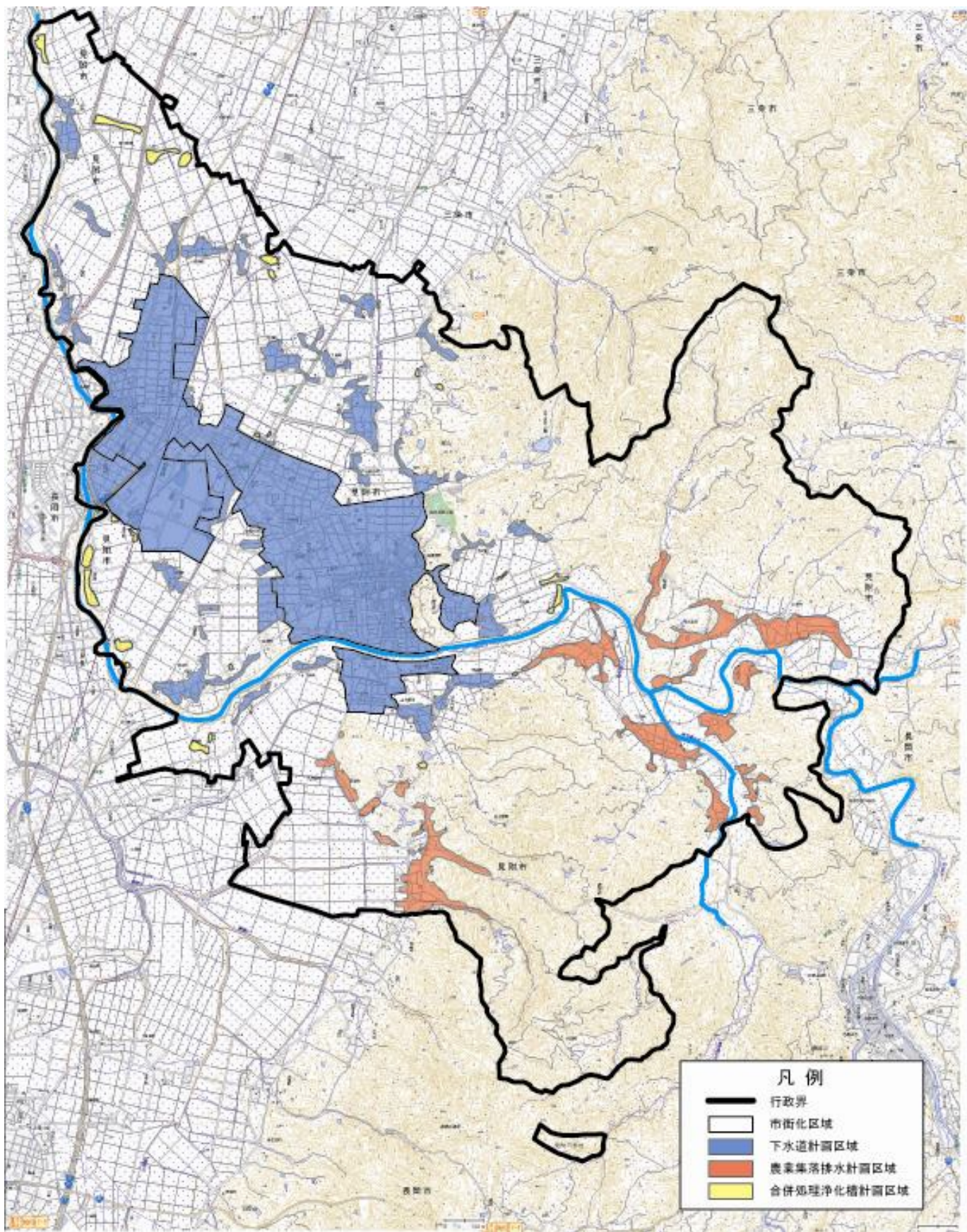


图 4-7 生活排水处理整備区域の概要

5. し尿・汚泥処理計画

5. 1 収集運搬計画

1) 基本方針

効率的な収集・運搬体制を維持するため、適宜収集車両の適切な数量・配置を行います。

2) 収集・運搬の対象

収集・運搬の対象を、引き続き本市の行政区域内のし尿汲み取り家庭や浄化槽設置家庭とします。

5. 2 中間処理・最終処分計画

1) 基本方針

生活排水処理率の向上を目指し、適切な処理を継続させます。

2) 中間処理計画

本市では下水道を中心とし、農業振興地域では農業集落排水事業を推進し、これらの処理区域外では合併処理浄化槽の設置を推進しています。今後も生活排水処理率 98%以上を目指し、これらの施設の普及を図るとともに適切な維持管理を継続させます。

3) 最終処分計画

引き続きし尿や浄化槽汚泥の下水道投入を行い、見附市最終処分場に入るごみ量を抑えます。

5. 3 地域環境保全効果

生活排水が公共用水域に与える影響は、河川の自流量や自然浄化能力等によっても左右されますが、処理施設の種類も大きく関係します。

本市の生活排水処理形態別人口（平成 22 年度実績）では、汚濁負荷量の合計は約 382 kg/日となります。現況では、単独処理浄化槽の負荷が一番大きいため、この負荷をいかに落とすかが課題となります。

目標年度である平成 33 年度では、下水道人口が増加し、単独処理浄化槽人口が減少すると考えられることから、負荷量は合計で約 190 kg/日となり、約 50% 削減することができます。

表 4-9 生活排水処理の種類別の負荷量

	平成22年度人口 (人)	平成33年度人口 (人)	一人当たりの 負荷量※ (BOD換算、 g/人・日)	平成22年度 負荷量計 (BOD換算、 kg/日)	平成33年度 負荷量計 (BOD換算、 kg/日)
下水道人口	30,594	37,123	4	122	148
合併処理浄化槽人口	910	780	4	4	3
農業集落排水処理人口	3,439	3,653	4	14	15
単独処理浄化槽人口	5,566	556	32	178	18
非水洗化人口	2,183	218	27	59	6
合計	42,692	42,330	—	377	190

※：中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会浄化槽専門委員会資料より

6. その他の施策

6. 1 市民・事業者・行政の役割

1) 市民の役割

- ★ 下水道への接続や浄化槽の設置・適正管理などにより、排水対策に努めます。
- ★ 家庭の台所から調理くずや油を流さないなど、生活排水の浄化に努めます。
- ★ 洗剤は自然に分解しやすい物を適量だけ使用します。
- ★ 河川の清掃・美化活動に協力・参加します。

2) 事業者の役割

- ★ 河川などへの放流水質を改善するため、発生源の汚濁負荷量の低減を図ります。
- ★ 排水処理施設の整備・点検を適切に実施します。
- ★ 事故発生時に有害物質などが流れ出ないように、危機管理体制を強化します。
- ★ 河川の清掃・美化活動に協力・参加します。

3) 本市の役割

① 水質監視体制の整備

- ★ 水質汚濁防止に向けて関係機関と連携し、対応していきます。(指標)
- ★ 水環境の改善を図るため、必要に応じて事業者との公害防止協定を締結します。

② 水環境対策の推進

- ★ 家庭での使用済み食用油の適正処理などの普及・啓発に努めます。
- ★ 市民との協働による河川の清掃・美化活動を推進します。

③ 公共下水道・農業集落排水事業・合併処理浄化槽等の普及促進

- ★ 公共下水道事業認可区域や農業集落排水事業区域における整備の推進に努めます。
- ★ 公共下水道や農業集落排水施設の供用開始区域内における加入を促進します。
- ★ 下水汚泥を堆肥化し、家庭菜園における肥料として使用するなど、汚泥の利活用を推進します。
- ★ 公共下水道や農業集落排水事業とともに、合併処理浄化槽の普及を推進します。

6. 2 合併処理浄化槽の普及制度

公共下水道の水洗化啓蒙活動の一環として、対象家屋（未水洗化家屋）の戸別訪問を実施して、設置の普及に努めています。今後も以下のような補助制度とともに合併処理浄化槽の普及を図ります。ただし、下水道区域内の合併処理浄化槽に対しては、下水道への接続を指導します。

1) 合併処理浄化槽への助成金制度

個人が設置する浄化槽の工事費に対して補助する制度です。これは、国の循環型社会形成推進交付金事業に見附市独自の補助制度（見附市浄化槽設置整備事業補助金）を上乗せしたものです。

表 4-10 設置費の補助

人槽区分	補助限度額（円）	摘 要
5 人槽	750,000	左記に定める人槽区分ごとの限度額と浄化槽等の設置に要した経費から31万円を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。
6～7 人槽	1,020,000	
8～10 人槽	1,160,000	
11～20 人槽	2,200,000	
21～30 人槽	3,560,000	

備考：平成 24 年 2 月現在

表 4-11 維持管理費の補助

人槽区分	補助限度額（円）	摘 要
5 人槽	21,000	左記に定める人槽区分ごとの限度額と当該年度内において法第 10 条 1 項に規定する保守点検および法第 11 条に規定する水質に関する検査に要した費用の合計金額とを比較して少ない方の額とする。
6～7 人槽	23,000	
8～10 人槽	26,000	
11～20 人槽	29,000	
21～30 人槽	41,000	

備考：平成 24 年 2 月現在

2) 合併処理浄化槽への融資制度

本市では、上記の補助制度のほか融資制度を設置し、合併処理浄化槽整備を推進しています。融資制度の概要は以下のとおりです。

表 4-12 浄化槽設置の融資制度

	融資対象者	融資額
対象者と融資額	見附市公共下水道処理区外(使用できない区域)及び農業集落排水施設処理区域外において、浄化槽等の設置工事を行う者。	浄化槽設備工事に要する費用(トイレの改造費も対象)で200万円が限度額。
	見附市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に定める補助対象地域において、浄化槽等の設置工事を行うもの。	浄化槽設備工事に要する費用(トイレの改造費も対象)で130万円が限度額。
融資を受けることができる方	市税等公課を滞納していない方。 融資を受けた資金の返済能力を有する方。	
利率	市内の金融機関と協議した利率。	
返済方法	融資を受けた翌月から60ヶ月以内の元利金等月賦償還。	

6. 3 住民に対する広報・啓発活動

生活排水対策の必要性や浄化槽管理の重要性等について、市民への周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施します。

特に、台所での工夫等、家庭でできる排水対策をイベントや自治会等を通じて周知するものとします。また、浄化槽の管理については、定期的な保守点検、清掃および定期検査について、広報やホームページを通じてその徹底に努めます。

6. 4 地域に関する諸計画との関係

新潟県で平成23年3月に策定された「新潟県汚水処理施設整備構想」では、各事業の特性や経済性等を考慮し、それぞれの地域の実情にあわせた計画を策定することにより、汚水処理事業のより一層の整備促進を図ることとしています。

本市でも、上記の構想を基本に据え、生活排水処理を推進していきます。

6. 5 災害時の対応

災害発生時には、「見附市防災計画」に従い、生活雑排水やし尿、浄化槽汚泥の適正な処理に努めます。特に被害が広域で甚大である場合は、県や近隣市町村の協力の元に迅速な処理を行うよう努めます。特に災害時の避難場所での簡易トイレの確保や、緊急時の収集体制等をあらかじめ確保するよう検討します。